

岸和田市社会福祉協議会
赤い羽根 ボランティア・市民活動団体助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の充実をめざして取組まれる岸和田市内のボランティアグループ活動、市民活動の育成と充実をはかるため、その活動に対する助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の対象及び要件)

第2条 この助成の対象及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 5名以上のボランティア・市民活動団体。
- (2) 前項の団体であって岸和田市内において行われるボランティア・市民活動。

2. ただし、次の団体は助成の対象の対象外とする。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行った団体
- (3) 過去に他の助成金で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体

(助成金交付額)

第3条 この助成金の交付額は岸和田市社会福祉協議会（以下「協議会」という）の予算の定める範囲内とし、次のとおりとする。

- (1) 1団体 年間 3万円以内

(助成金の申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。ただし、(4)～(6)については、協議会に登録しているボランティア・市民活動団体は提出を免除する。

- (1) ボランティア・市民活動団体助成金交付申請書（様式1号）
- (2) 活動計画書（様式2号）
- (3) 収支予算書（様式3号）
- (4) 会則
- (5) 申請団体の会員名簿
- (6) 団体基本情報カード（協議会登録外の団体）（様式4号）

(助成の決定及び助成金の交付)

第5条 協議会会長は、前条の申請を受けたときは速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定しなければならない。

2. 前項の決定がなされたときは「ボランティア・市民活動団体助成金交付決定通知書（様式5号）」を送付するとともに、助成金を交付する。

(活動の報告等)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。また、協議会が指定する方法で、活動報告をする機会を持たねばならない。

(1) ボランティア・市民活動団体助成金事業報告書(様式6号)

(2) 活動報告書(様式7号)

(3) 収支決算書(様式8号)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が定める。

附則

この規定は平成31年4月1日から施行する。